



# 愛知県の最低賃金



## 地域別最低賃金

### ● 愛知県最低賃金

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます。

なお、特定最低賃金がある場合は、両方の最低賃金が適用され、高いほうの最低賃金額以上を支払わなければなりません。

令和5年10月1日から  
時間額

# 1,027円

## 特定最低賃金

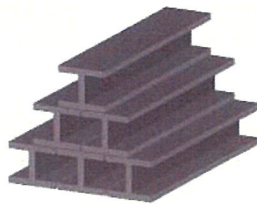
### ● 製鉄業

### ● 製鋼・製鋼圧延業

### ● 鋼材製造業

(表面処理鋼材を除く。)

上記産業で働く方々に適用されます。



令和5年12月16日から  
時間額

# 1,059円

### ● 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。

上記産業で働く方々に適用されます。

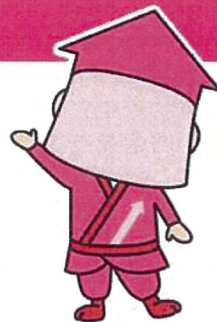


令和5年12月16日から  
時間額

# 1,028円

## 業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金 検索

タスケくん

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）  
愛知働き方改革推進支援センター（令和5年度）  
電話 0120-006-802

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口  
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）  
電話 052-857-0313

業務改善助成金コールセンター

# 0120-366-440

(受付時間 平日8:30~17:15)



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局

労働基準監督署  
ハローワーク



# 特定最低賃金適用業種

特定最低賃金の適用業種は、平成25年10月改定の総務省日本標準産業分類によって定められています。

## 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

- (1)E221 製鉄業
- (2)E222 製鋼・製鋼圧延業
- (3)E223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- (4)E220 (1)から(3)までに掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (5)L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

## 輸送用機械器具製造業

- (1)E31 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業,船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理,補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2)E2621 建設用ショベルトラック製造業
- (3)E260 (2)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (4)L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

# 特定最低賃金適用労働者の範囲

上記産業に属する事業場で働く労働者（技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。）に適用されます。

ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、「愛知県最低賃金」が適用されます。

### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者
- 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者
  - ①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
軽易な運搬の業務に主として従事する者
  - ②輸送用機械器具製造業  
手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者

『染色整理業』、『はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』、『計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業』、『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』、『各種商品小売業』、『自動車部品・附属品小売業』、『自動車(新車)小売業』は、愛知県最低賃金 1,027 円が適用されます。

# 最低賃金の留意事項

- 1. 最低賃金（愛知県最低賃金、特定最低賃金）は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域（特定）最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 2. 賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 3. 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。  
①臨時に支払われる賃金（結婚手当等） ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等） ③時間外労働・休日労働に対する賃金④深夜労働に対する割増賃金 ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 4. 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで  
確認!

最低賃金に関する  
特設サイト



最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

# 令和6年度業務改善助成金のご案内 (愛知労働局版)

申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（**事業場内最低賃金**）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と愛知県最低賃金（時間額1,027円）の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が1,030円 → 助成率3/4
- 事業場の労働者数が28人 → 事業場規模30人未満
- 5人の労働者を1,120円まで引上げ（90円コース） → 助成上限額290万円
- 設備投資などの額は400万円

300万円  
(= 400万円 × 3/4)  
(設備投資費用 × 助成率)

>

290万円  
(= 助成上限額)  
(90円コースの助成上限額)

➡ **290万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数※2	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※1	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※1	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※1	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※1	600万円	600万円

### 助成率

950円以上

3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

### ※1 特例事業者

左表「引き上げる労働者数10人以上」の助成上限区分が適用となるのは、以下の要件に当てはまる特例事業者となります。

#### 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※3以上低下している事業者

※3「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

特例事業者は、助成対象経費の拡充が受けられます。一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございますので、詳しくは次ページの「助成対象経費の特例」をご覧ください。

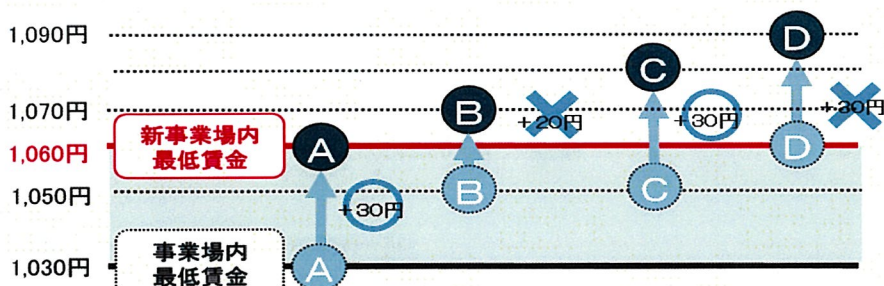
### ※2 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,030円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**

➡ 「引き上げる労働者数」は 2人



### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、愛知労働局雇用環境・均等部企画課または賃金課までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、物価高騰等要件に該当する場合、通常は、生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のヒントを集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ



PDF 生産性向上のヒント集（令和5年3月作成）  
【PDF形式：5,196KB】  
【5.1MB】



PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）  
【PDF形式：3,312KB】  
【7.0MB】



厚生労働省ウェブサイト

**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうえに、配膳作業が平準化したい（社長）

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

**<導入前>**



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

**<導入後>**



セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・茹で湯機を導入している。

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの時間と時間がかわり、冷蔵庫は容量が小さいため買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

**<導入前>**



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**<導入後>**



**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額について就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,027円→1,060円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,030円→1,060円）を完了（※4）



**対象!**

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,030円→1,060円）を実施

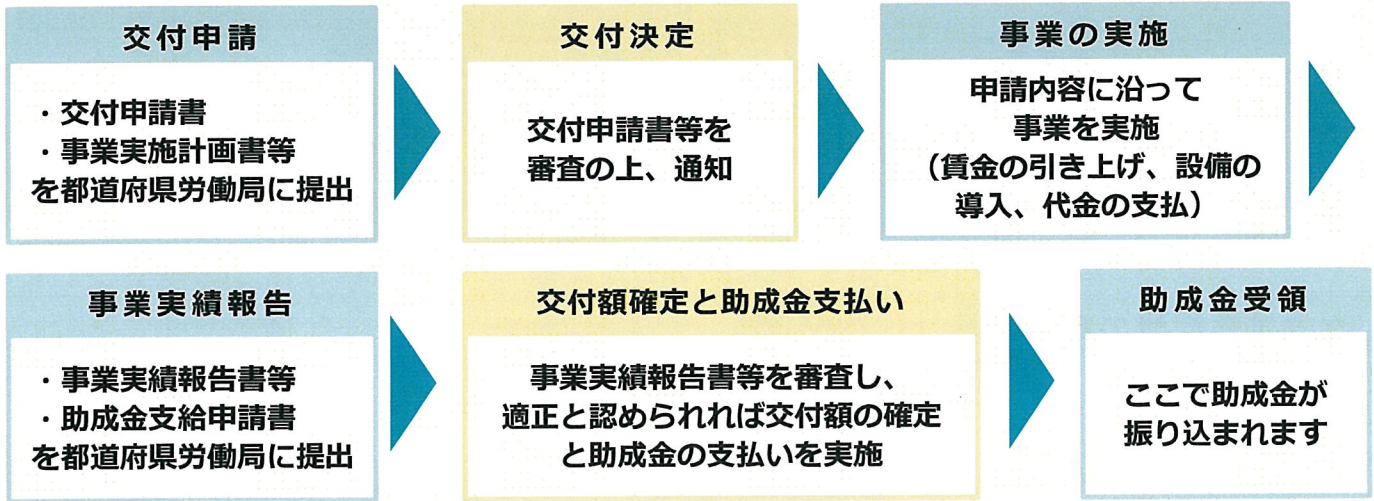


**対象外**

※4 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,060円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日<sup>\*5</sup>になりました。  
※5 やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(企画課)です

# 令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、**一部変更されました**ので、ご注意ください。

## 変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（物価高騰等要件は引き続き継続）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は <b>1回まで</b> ※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（ <b>複数回の引き上げは助成対象外</b> ）
5. 申請期限	<b>令和6年12月27日</b> まで
6. 事業完了期限	<b>令和7年1月31日</b> まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

令和6年度における変更点は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
特例事業者	○生産量要件	令和5年度限り
	○物価高騰等要件	引き続き実施
	○車・PCなど 経費の特例	引き続き実施
	○関連する経費	令和5年度限り

## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30~17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（企画課）です

## 特例事業者の注意点

### <特例事業者の要件>

令和6年度の特例事業者は、以下の要件に当てはまる中小企業事業者となります。

#### 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者  
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

### <対象経費と特例措置>

変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事業者	特例事業者
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	○
助成対象経費関係	生産性向上に資する設備投資等	○	○
	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 賃金引上げに関する注意点

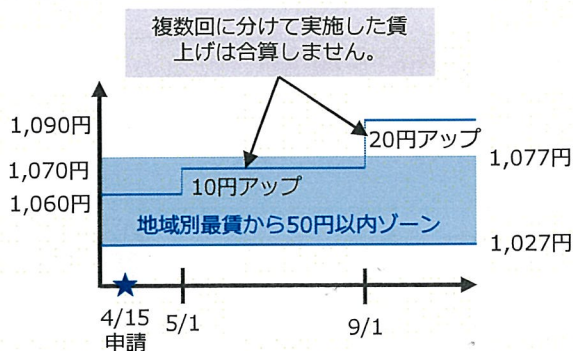
「4. 賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

(例) 愛知県最低賃金が1,027円、事業場内最低賃金1,060円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,060円から1,070円に引上げ、9月1日に1,070円から1,090円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

**対象外**

5月1日と9月1日がともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。



助成対象となるには？

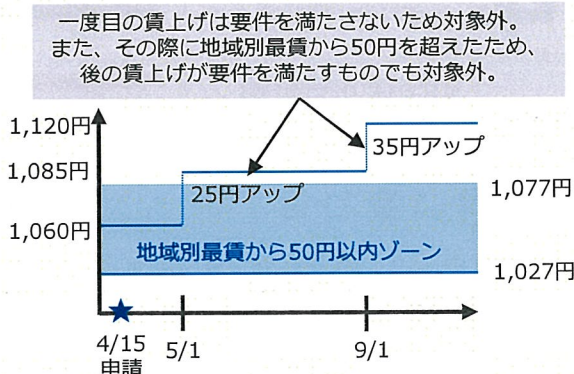
**対象!**

5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、9月1日に30円以上引き上げていただく  
と助成対象となります。

5月1日に1,060円から1,085円に引上げ、9月1日に1,085円から1,120円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。

**対象外**

5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。



助成対象となるには？

**対象!**

5月1日に30円以上引き上げていただく  
と助成対象となります。